

令和4年第11回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年11月7日

2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室

3. 開催年月日 令和4年11月16日

4. 出席農業委員 16名

1番 佐藤 易廣	2番 柳沼 正治	3番 八巻 長一	4番 寺島 武
5番 渡邊 政幸	6番 菅野 照	7番 鈴木 政浩	8番 穴戸 洋一
9番 阿部 忠幸	10番 浦山 公一	11番 大槻 孝徳	12番 吉田 浩重
13番 大橋 吉成	14番 千葉 利市	15番 長沢 壽幸	16番 佐藤 清光
17番 渡邊 茂	18番 土屋 洋一郎	19番 清野 直人	

5. 欠席農業委員 3名

6. 出席農地利用最適化推進委員 22名

20番 佐藤 輝弥	21番 佐々木 春男	22番 大武 有子	23番 後藤 喜美江
24番 橘 典雄	25番 八島 市蔵	26番 高橋 敏明	27番 菊池 和彦
28番 齋藤 信夫	29番 佐藤 善一	30番 渡邊 みき子	31番 野田 源吉
32番 舟山 健一	33番 引地 秀樹	34番 八城 智広	35番 佐瀬 之人
36番 小賀坂 伸夫	37番 秋葉 武	38番 大和田俊一郎	39番 三浦 秀勝
40番 阿部 良夫	41番 津田 茂	42番 井上 林一	43番 八巻 博

7. 欠席農地利用最適化推進委員 2名

8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則

9. 会議の提出事項

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 現況確認証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 あっせん申出について
報告第1号 専決処分の報告について

10. 議 事

議 長 只今から、令和4年第11回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時00分宣告)

只今の出席委員は、農業委員16名、推進委員22名で定足数に達しております。よって令和4年第11回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

おります。作物は、もも、リンゴです。通作距離は、伊達の会社から車で15分以内に通作できる距離にあります。

5番は、●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、軽トラック、トラクター、管理機、軽バンなどを所有しており、家族で年間720日農業に従事し、許可後の耕作面積は291aです。通作距離は、自宅から徒歩1分以内です。

6番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、新規就農者になります。耕運機、噴霧器、草刈機、運搬機を所有しており、年間200日農業に従事し、許可後の耕作面積は62aです。通作距離は、自宅から車で10分以内に通作できる距離になります。

7番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、トラクター、耕運機、田植機、草刈機、噴霧器を所有しており、家族で年間880日農業に従事し、許可後の耕作面積は、162aです。通作距離は、自宅から車で1分程度になります。

8番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●さんは、軽トラック、トラクター、噴霧器、田植機 乗用草刈機、草刈機を所有しており、年間150日農業に従事し、許可後の耕作面積は76aです。通作距離は、自宅から100m以内にあります。

9番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、トラクター、草刈機を所有しており、年間155日農業に従事し、許可後の耕作面積は、54aです。通作距離は、自宅から5分以内にあります。

以上、9件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、霊山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番から2番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第1号1番から2番の案件について現地調査の結果を報告いたします。

11月13日に、譲渡人の●●●●さんとは現地で、譲受人の●●●●さんとは電話でお話を伺いました。まず1番の案件ですが、●●さんは定年退職以降は、兄の●●さんの農作業を手伝っていたのですが、先月の総会で認められた分家住宅建築を機に、本格的に農業を始めたいと思い、●●さんから農地を借りることにしたようです。現在は、兄の●●さんが白菜を作っていますが、来

春から、トウモロコシなど、野菜を作っていきたいとのことでした。2 番の案件は、さきほど申し上げた分家住宅敷地の、残地の農地です。ここにも、露地野菜を作るということでした。2 件とも、何ら問題のない案件と思われますが、委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 3 番と 4 番と 9 番の案件について、1 番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1 番委員 議案第 1 号の 3 番、4 番、9 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず 3 番と 4 番の案件について、譲渡人の自宅でお話を伺い、現地を調査しました。譲受人は、現地に生育する桃を継続して経営していくとのことでした。問題の無い案件と見て参りました。次に 9 番の案件についても、譲受人の自宅近くの農地ということで、問題の無い案件と見て参りました。委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 5 番の案件について、1 8 番、土屋洋一郎調査員、お願いいたします。

1 8 番委員 議案第 1 号の 5 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●さんからは電話で、それから、譲受人の●●さんとは自宅で、それぞれ話を伺いました。●●さんはこの畑を昭和 4 1 年に購入したそうで、ここに住宅を建築する予定であったが、その必要がなくなったため、今回の手続きに至ったということでした。譲受人の●●さんは、平成 1 8 年に離農する方から畑と農機具等を譲り受け、会社を早期退職して一家で就農した方です。野菜を栽培し、直売所 9 か所に直販しているというお話でした。畑もよく管理されていますし、生産販売も順調なようですので、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 6 番の案件について、3 番、八巻長一調査員の調査結果を、事務局より代読をお願いいたします。

農地係長 議案第 1 号の 6 番の案件について、八巻調査員より調査結果を預かっておりますので、代読いたします。譲渡人の●●さんは、これまで国見町と梁川町で耕作しておりましたが、現在病気を患っており、梁川分まで手が回らなくなったため、親族である譲受人の●●●●さんに、今回申請分の 1 4 筆の管理をお願いしたいとのことでした。●●さんは新規就農ではありますが、八巻長一委員の指導を受けながら、農業に従事していきたいということですので、何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の7番の案件について、29番、佐藤善一調査員、お願いいたします。

29番委員 議案第1号の7番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●●●さんは施設に入所中ですので、譲受人の●●●●さんからお話を伺いました。元々旦那さんが元気な頃はきちんと管理されていた農地でしたが、3年ほど前からハウス近くにブタクサが繁茂するようになりました。近所に住んでいる譲受人の●●さんに、管理をお願いできないかと話があり、引き受けることにしたようです。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、32番、舟山健一調査員、お願いいたします。

32番委員 議案第1号の8番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●●●さんは11月14日の午後2時頃、譲受人の●●●●さんは同日7時頃、双方とも電話にてお話を伺いました。譲受人の●●さんは申請地を20年くらい草刈りをし、維持管理をしているとのこと。現場を15日に確認しましたら、きれいに草刈りが行われていました。●●●●さんによれば、もう90歳になり高齢なので、管理ができないため、●●さんにずっと管理してもらっている。買ってくれないかと話をしたところ、●●さんも、自宅の斜め向かいの農地なので、喜んで購入したいとのことで、話が成立したようであります。問題のない案件と見てまいりましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

１番については、住宅敷地の拡張のための転用であります。内容につきましては、今回５条申請に提出しております案件を農振除外する際に、農地部分を転用していることが分かったため、農振除外を行い、改めて転用申請を行ったものであります。案件としては 追認となります。農地区分は、１０ha以上農地が連たんしているため第１種農地となります。第１種農地であっても集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

２番については、廃材一時保管敷地への一時転用であります。農地区分は、農用地区域となっておりますので、農用地となります。農用地であっても一時転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第２号の１番の案件について、１０番、浦山公一調査員お願いいたします。

１０番委員 議案第２号の１番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日１月１５日午前９時４５分、保原本庁舎集合で、後藤喜美枝推進委員、井上林一推進委員、私と、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。

場所は、県道保原伊達崎桑折線沿いにある、桃陵中学校から桑折町方面に向かい、市道を右に３００メートルほど入った集落にある農地です。別件で転用をするために測量をしたところ、農地に住宅が建っていることがわかりましたので、今回の申請に至ったとのことでした。変形している農地境界線であって、気づかずに建ててしまったと申しておりました。状況を見ても、やむを得ないものと判断して参りました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第２号の２番の案件について、４２番、井上林一調査員、お願いいたします。

４２番委員 議案第２号の２番の案件について現地調査の報告をいたします。１月１５日午前９時４５分、保原本庁舎集合で、浦山委員、後藤推進委員、私と、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。申請箇所は、現在道路工事が行われている現場から西へ１００メートルくらい離れた場所にある農地です。廃材の一時保管場所ということでの一時転用でありますので、許可もやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入りますが、議案第２号の２番については、委員が当事者となっている案件であります。

当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第2号の1番の案件を最後に審議することにし、それ以外の1件の案件について、先に審議することにご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、これより審議に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件を除く1件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件を除く1件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の委員が当事者となっている2番の案件を除く1件の案件については、原案のとおり「許可相当」といたします。次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件について、審議いたします。

議 長 この案件については、議席番号1番、佐藤易廣委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号1番、佐藤易廣委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号1番、佐藤易廣委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の、2番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の、2番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

それでは、ここで議席番号1番、佐藤易廣委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号1番、佐藤易廣委員 入室着席）

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、一般住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

2番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定、20年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

3番については、携帯電話基地局工事作業用敷地及び資材置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定1ヶ月であります。農地区分は、農用地区域となっておりますので、農用地となります。農用地及び第1種農地であっても、一時転用は可能であるため、転用許可可能と判断しました。

4番については、住宅敷地の拡張のための転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、既存施設拡張事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。塀が農地にはみ出して設置されていることが分かり、今回の申請となりました。追認となります。

5番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定、30年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。なお、この申請地は、令和4年6月の総会で農用地から除外するのに意見を求められた場所であります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

以上、5件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第3号の1番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第3号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日1月15日午前9時、伊達東地区交流館集合で、鈴木委員、私と、事務局3名の計5名で現地を確認して参りました。

議長　ありがとうございます。

1 6 番委員 議案第 3 号の 2 番の案件について現地調査の報告をいたします。1 1 月 1 5 日午後 1 時半に梁川総合支所集合で、土屋委員、大槻委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地調査を行って参りました。現地におきましては、1 0 月の定例総会にて現況確認申請が出された場所です。今回は使用貸借権の設定であります。●●●●さんと●●●●さんは、親子関係でありまして、息子さんである●●さんは、●●●●に家を借りており、実家に通って農業をしております。今回、雄太さんが家を建てたいということで分家住宅敷地としての申請になります。申請地の周囲には、●●さん宅の母屋、農作業場等が建っており、何ら問題はないと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議案第 3 号の 3 番と 5 番の案件について、10 番、浦山公一調査員、お願いいたします。

まず3番の案件について、場所は、国道349号線、●●●●から幹線市道を西に500メートルほど進んだところの集落に位置する農地です。携帯基地局の機械の改良工事に伴う作業敷地と、資材置き場敷地に使用するための申請です。周辺の見通しも良く、安全管理も比較的容易であり、許可もやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございます。

議案第 3 号の 4 番の案件について、2 3 番、後藤喜美枝調査員、お願いいたします。

以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第４号の１番の案件について、１８番、土屋洋一郎調査員、お願いいたします。

議長　ありがとうございます。

農地係長 議案第４号の２番と３番の案件について、大槻調査員より調査結果を預かっておりますので、代読いたします。昨日、１１月１５日午後１時半に梁川総合支所集合で、土屋委員、佐藤清光委員、私と、事務局３名の計６名で現地調査を行って参りました。申請地の農地は、治山事業実施に伴う、地目変更登記のための申請です。周囲が山林に囲まれた農地で、木などが侵食したため不耕作となり、森林化し現在に至っております。農地に復元することは難しいと思われる、承認もやむを得ないものと見てまいりました。皆様のご審議よろしく願います。

議案第４号の４番の案件について、１３番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

議長　ありがとうございます。

議案第４号の５番の案件について、２６番、高橋敏明調査員、お願いいたします。

26番委員 議案第4号の5番の案件について現地調査の報告をいたします。11月15日午後3時に月舘総合支所に集合し、寺島武委員、佐藤輝弥推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地調査を行って参りました。この土地は申請人の自宅の前にある農地で、平成7年頃より駐車場として利用されており、他への影響もないため、証明をするもやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
議案第4号「現況確認証明願いについて」の5件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号「現況確認証明願いについて」の5件の案件について、採決いたします。
本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第4号「現況確認証明願いについて」の5件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。13ページ、令和4年11月28日公告分の賃借権設定20番の案件について、27番菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 報告いたします。12日に、●●さんとは電話で、●●さんとは直接お目にかかってお話を伺いました。●●さんは数年前に旦那さんを亡くされて以来、かねてからの知人である●●さんに申請農地の管理を依頼したところ、快く引き受けてもらい、今回の申請に至ったとのこととあります。場所は国見町の●●●●●●●●●●の東側でありまして、申請農地は2か所とも桃畑として適切な管理がされておりました。問題の無い案件と見て参りましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。審議に入る前に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」のうち使用貸借権設定５番の案件について、議長の私が当事者となっておりますので、議案第５号の審議については、議長を交代し、会長職務代理者を議長として審議したいと思います。ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、議長を交代いたします。

議長 （会長が１９番委員席へ移動、職務代理者が議長席へ移動）

議長 議長を交代いたしました、会長職務代理者の土屋です。よろしくお願いいたします。それでは、これより審議に入りますが、議案第５号の賃借権設定３９番と使用貸借権設定５番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第５号の賃借権設定３９番と使用貸借権設定５番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る４７件、使用貸借権設定に係る４件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、当事者分２件を除く所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る４７件、使用貸借権設定に係る４件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の２件を除く、それ以外の所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る４７件、使用貸借権設定に係る４件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の２件を除く、それ以外の所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る４７件、使用貸借権設定に係る４件について、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第５号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借

権設定に係る３９番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号１番、佐藤易廣委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号１番、佐藤易廣委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号１番、佐藤易廣委員 退席）

議 長 これより、審議に入ります。議案第５号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る３９番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る３９番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る３９番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号１番、佐藤易廣委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号１番、佐藤易廣委員 入室着席）

議 長 次に、議案第５号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る５番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号１９番、清野直人委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号１９番、清野直人委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号１９番、清野直人委員 退席）

議 長 これより、審議に入ります。議案第５号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る５番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る５番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る５番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号１９番、清野直人委員の退席を

解きます。

議 場 （清野直人委員入場、１９番委員席に着席）

議 長 議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の審議については、すべて終了いたしましたので、ここで議長を交代いたします。ありがとうございます。

議 場 （職務代理が１８番委員席に移動、会長が議長席に移動）

議 長 次に、議案第６号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第６号「あっせん申出について」の２件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第６号、「あっせん申出について」の２件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第６号「あっせん申出について」の２件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。１番と２番の案件について、梁川地区担当から、２７番、菊池和彦推進委員と、３７番、秋葉武推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第１号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第１号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第１号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和４年第１１回伊達市農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。（午後３時２４分閉会）

11. 提出事項の顚末	議案第１号	許可決定
	議案第２号	許可決定
	議案第３号	許可決定
	議案第４号	承認決定
	議案第５号	承認決定
	議案第６号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------